

第8章（税・財政関係）

【税・財政関係〔地方交付税等〕】

森 稔樹

1. 地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法5号。修正の上で可決）

本法律案は、毎年度行われる地方交付税等の総額の特例措置等に係る改正案であるが、普通交付税と特別交付税との割合の見直し、地方特例交付金制度の改正など、注目に値する改正案も含まれていた。

主要な点は、（1）地方交付税総額における特別交付税の割合を、平成23年度において6%から5%に改め、平成24年度以降について4%とする、（2）平成23年度分の地方交付税の総額を17兆3734億円とする、（3）平成23年度から平成25年度まで、雇用対策・地域資源活用推進費を設ける、（4）平成23年度分の普通交付税の算定に用いる単位費用を改正する、（5）平成23年度における子ども手当の支給等のため、地方特例交付金制度を改正する、等である。

地方交付税総額における普通交付税と特別交付税の割合は94:6から96:4に改められたが（現行地方交付税法第6条の2第2項・第3項）、その実施を三年間凍結する等の修正が行われた（平成23年3月31日附則第2条第2項・第3項。なお、同第4項も参照）。

2. 地方税法の一部を改正する法律案（閣法58号）

本法律案は、東日本大震災の被災者等に課せられる納税負担の軽減を図るため、固定資産税および都市計画税の課税免除等の措置並びに個人住民税、不動産取得税、自動車取得税、自動車税等に係る特例措置を講ずる趣旨の改正を定める。具体的には、一定の区域内の土地及び家屋について平成23年度の固定資産税または都市計画税の非課税、被災した納税義務者の選択による平成23年度以後の年度分の個人住民税の雑損控除額の控除及び雑損失の金額の控除特例の適用、被災者が土地又は家屋を取得した際の不動産取得税の非課税、被災者の自動車取得税、自動車税及び軽自動車税の非課税、揮発油価格高騰時における軽油引取税の税率の特例規定の適用停止措置（いわゆるトリガー条項）の停止である。

原案通り可決・成立したが、トリガー条項の扱いについては、衆議院において、被災した県として総務大臣が指定した県については同条項を発動する旨の修正案が提出されたが、賛成少数で否決されている。

3. 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律案（閣法63号）

本法律案は、東日本大震災に被災した地方公共団体等に対する特別の財政援助、社会保険の加入者等についての負担の軽減、農林漁業者、中小企業者等に対する金融上の支援等の特別の助成措置を行うための規定を内容とするものである。

より具体的には、(1) 被災地方公共団体に対して補助等の財政援助を行い、財政力と被災状況を踏まえて補助率を上げる、(2) 社会保険の加入者等に対して、社会保険料の免除、医療費窓口負担等の免除、遺族年金等の速やかな支給等の措置を講ずる、(3) 農林漁業者、中小企業者等に対する金融上の支援等について、必要な措置を行う、(4) 地方債の発行の特例措置など幅広い特別の措置を講ずる、というものである。

両院の災害対策特別委員会においては、本法律案と阪神淡路大震災についての特例措置との相違について質疑応答が行われたが、本法律案は原案通り可決された。

3-2 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律案（閣法 86 号）

本法律案は、先に可決・成立した東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正するものである。

具体的には、東日本大震災に係る被災者生活再建支援金の支給について、国の補助率を2分の1（50%）から5分の4（80%）に引き上げるという趣旨である。この補助率（負担率）に関して、とくに衆議院災害対策特別委員会において根拠等に関する質疑応答がなされており、全国知事会からは95%への引き上げの要望もなされたが、被災者生活再建支援金制度が「全都道府県の相互扶助という趣旨」の上存在することから5分の4という補助率を設定した旨が答弁されている。

修正案などは出されず、原案通り可決・成立した。

4 平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律案（閣法 64 号）

本法律案は、東日本大震災からの復興に関わる特別の財政需要に対応するための特別交付税の増額について、財政措置を講ずるために提案されたものである。具体的には、(1) 平成 23 年度分の地方交付税の総額、および同年度分の一般会計から交付税及び譲与税配布金特別会計への繰入金額の算定について特例を設ける、(2) 平成 23 年度分の地方交付税の総額である1兆424億円に1200億円を加算し、かつ、その加算額の全額を特別地方交付税とする、という趣旨である。

両院の総務委員会においては、(2) の加算額の必要性和配分基準、4兆円の補正予算のうち、地方公共団体への補助金の総額は2兆9000億円で、それに関する地方公共団体の負担は7300億円となっている点、補正予算案などに対応する財政措置等について、総務省が国会における審議より先に地方公共団体に通知をしていた点、歳入欠陥債に関して平成 24 年度以降は政令で定めるとした点などが議論されたが、原案通り可決・成立した。

0. はじめに

第 177 国会（常会）は、平成 23 年 1 月 24 日に召集され、同年 8 月 31 日までの会期となった。この間の 3 月 11 日に東日本大震災が発生したことにより、地方税財政関係の法案に関しては、震災復興のための措置を中心とするものが多くなった。本項目において取り上げる 5 法案のうち、4 つは東日本大震災の後に衆議院が議案として受理している。

1. 地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法 5 号。修正の上で可決）

衆議院議案受理年月日	平成 23 年 1 月 28 日
衆議院付託年月日	平成 23 年 2 月 15 日（総務委員会）
衆議院審査終了年月日	平成 23 年 3 月 22 日（修正）
衆議院審議終了年月日	平成 23 年 3 月 22 日（修正）
参議院予備審査議案受理年月日	平成 23 年 1 月 28 日
参議院議案受理年月日	平成 23 年 3 月 22 日
参議院付託年月日	平成 23 年 3 月 29 日（総務）
参議院審査終了年月日	平成 23 年 3 月 30 日（可決）
参議院審議終了年月日	平成 23 年 3 月 31 日（可決）

⇒平成 23 年 3 月 31 日法律第 5 号¹

【1】背景

財政調整制度（地方財政調整制度）のあり方は、国・地方関係、地方財政の根本的な部分に関わる問題である。地方交付税法²の下において、地方公共団体の財源の保障、および財政力の偏差あるいは格差の是正に資してきたことは否めない。それとともに、制度のあり方について長らく多様な議論がなされてきたところである。その内容をここで詳細に検討することは避けるが、地方分権推進法（平成 7 年 5 月 19 日法律第 96 号）が制定され、その第 6 条が「地方税財源の充実確保」という見出しの下、「国は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保を図るものとする。」と定めたことで、改めてクローズアップされたと考えてもよい。

しかし、地方交付税制度は、地方税制度、国庫補助負担金制度と密接に関係するため、単独での議論を行っていくとも言う。とくに第一次地方分権改革³の際に、地方分権推進委員会は国庫補助負担金制度の整理および合理化（廃止、一般財源化など）に重心を向けており、地方交付税制度については「基準財政需要額の算定方法」の簡素化、「事業費補正による算定について」の「対象となる事業の見直し」と重点化などを提言した程度で、具体性にも乏しかった⁴。

¹ 法律の解説として、関口龍海『『地方交付税法等の一部を改正する法律』の解説』地方財務 2011 年 6 月号 57 頁がある。

² 昭和 25 年 5 月 30 日法律第 211 号により、地方財政平衡交付金法として公布され、昭和 29 年 5 月 15 日法律 101 号により、現在の地方交付税法となる。

³ 論者によって用語法が異なるが、本項目においては地方分権推進法の制定から同法の失効（平成 13 年 7 月 2 日）までをいうこととする。

⁴ 地方分権推進委員会最終報告の「IV 地方税源充実に対応する国庫補助負担金、地方交付税等の改革」による。地方分権推進委員会第 2 次勧告第 4 章も参照。

地方分権改革推進法（平成 18 年 12 月 15 日法律第 111 号）の第 6 条も「財政上の措置の在り方の検討」という見出しの下、「国は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保等の観点から、前条第一項に規定する措置に応じ、地方公共団体に対する国の負担金、補助金等の支出金、地方交付税、国と地方公共団体の税源配分等の財政上の措置の在り方について検討を行うものとする」と定めた。既に東京都などへの税源の偏在が周知の事実となり、「地域間の財政力格差の縮小をはか」ること⁵の必要性が高まっていた。地方分権改革推進委員会第 1 次勧告（平成 20 年 5 月 28 日）において「地域間財政力格差の是正」が唱えられていたが、同第 4 次勧告（平成 21 年 11 月 9 日）においては、地方六団体による「地方共有税」構想に一定の評価をしつつ、「算定の簡素化と交付税額の予見性を高めるため」の「新型交付税」の比重を 1 割から高めること、地方交付税の法定率⁶を引き上げること、特別交付税を見直すことが提言されていた。但し、いずれも具体的な数値目標などはあげられていない。

政府は、平成 22 年度予算において地方交付税を 1.1 兆円とした。これは、11 年ぶりに行われた大幅な増額の結果である、とされる。同年 6 月 22 日の閣議決定である「地域主権戦略大綱」は、税源配分の見直し、「ひも付き補助金の一括交付金化」とともに「地方公共団体の厳しい財政状況や地方の疲弊が深刻化していることにかんがみ、地方交付税については、本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう、地方税等と併せ地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額の適切な確保を図る」としていた。

地方交付税法第 7 条は「内閣は、毎年度左に掲げる事項を記載した翌年度の地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類を作成し、これを国会に提出するとともに、一般に公表しなければならない」と定め、内閣に地方財政計画の作成、および国会への提出を義務づけている。これに伴って今回の改正法も提出されたこととなる。政府は、平成 23 年度において企業収益が一定の程度まで回復し、これに伴って国税収入および地方税収入の回復も見込まれるものの、社会保障関係費の自然増、公債費の高止まりなどにより、平成 6 年度より 18 年連続で大幅な財源不足が見込まれる、と捉えていた。それ故に、平成 23 年度においては地方の一般財源の総額が平成 22 年度のそれを下回らないことを基本線とすることとしたのである。但し、平成 23 年度には 14 兆 2452 億円の財源不足額が見込まれることから、平成 8 年度より 16 年連続で地方交付税法第 6 条の 3 第 2 項が規定する事態に該当することとなるため、「平成 23 年度単年度の措置として、平成 22 年までと同様、財源不足のうち建設地方債（財源対策債）の増発や交付税の別枠の加算等を除いた残用について、国と地方が折半して補填することとし、国負担分については、国の一般会計からの予算（臨時財政対策加算）により、地方負担分については地方財政法第 5 条の特例となる地方債（臨時財政対策債）により補填することとした」のである⁷。

「地方交付税法等の一部を改正する法律案」は「毎年度改正が行っている地方交付税等

⁵ 地方分権改革推進委員会「地方分権改革推進にあたっての基本的な考え方——地方が主役の国づくり——」（平成 19 年 5 月 30 日）。

⁶ 地方交付税法第 6 条第 1 項に定められる、国税の収入額の割合のことである。

⁷ 関口・前掲 64 頁。

の総額の特例措置等に係る規定の改正」が中心となっているものであるが、「特別地方交付税制度の改正や地方特例交付金制度の改正など例年になく改正」も盛り込まれている⁸。

【2】提案の趣旨

政府は、「地方交付税法等の一部を改正する法律案」の提案理由として次の4点をあげていた。

①地方財政の収支が著しい不均衡である状態が継続していることから、平成23年度分の地方交付税の総額について特例措置を講ずる。

②各種の制度改正等に伴って必要とされる行政経費の財源に関する措置を行うため、地方交付税の単位費用等の改正を行う。

③普通交付税と特別交付税との割合を変更する。

④平成23年度に子ども手当を支給するため、地方特例交付金制度の改正等の必要がある。

以上のうち、④はこれまでの地方分権改革に関する議論には登場しなかった点であるが、①ないし③は、基本的に地方分権改革推進委員会の諸勧告などに従ったところと云うのであろう。他方、法定率の引き上げが盛り込まれていないなど、同委員会の勧告の趣旨が十分に現れているかどうかは議論の余地もあるが、②および③についてはようやく具体的な数値で表現されたところである。

【3】法律案の概要

まず、平成23年2月17日に行われた総務委員会（第1号）において、片山善博総務大臣は、地方交付税の総額を約0.5兆円増額させるなど、「地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源総額を適切に確保した上で、臨時財政対策債の大幅削減や交付税特別会計借入金の着実な償還の開始により健全化を図り、「特別交付税制度の見直しを含む」と説明した。

次に、2月22日の総務委員会（第2号）⁹における片山総務大臣の説明は、次のようにまとめることができる。

（1）平成23年度分の地方交付税の総額を17兆3734億円とする。

その内訳を数式的に示すと、

[平成23年度分の地方交付税の総額] = [地方交付税の法定率分] + [1兆8150億円（地方の財源不足の状況を踏まえて行う等の加算額）]¹⁰ + [法定加算額] + [臨時財政対策のための特例加算額] - [交付税特別会計借入金償還額及び同特別会計における借入金利子支払い額を控除した額]

⁸ 関口・前掲58頁。

⁹ この会議では地方財政計画についても議論がなされたが、法案との関係が直接的であるのか否かが不明なところが多いので、今回は省略した。なお、坂越健一「平成23年度地方財政計画について」地方財政2011年3月号23頁、風早正毅他「平成23年度地方税法改正法案解説」地方税2011年3月号20頁も参照。

¹⁰ 衆議院総務委員会の議事録では触れられていないが、地方交付税法附則第3条に定められる「交付税の総額についての特例措置」の額であろう。同条は「政府は、地方財政の状況等にかんがみ、当分の間、第六条第二項の規定により算定した交付税の総額について、法律の定めるところにより、交付税の総額の安定的な確保に資するため必要な特例措置を講ずることとする。」と定める。

となる。

(2) 地方交付税特別会計借入金を、平成 23 年度から平成 62 年度までの各年度において償還する。

(3) 平成 24 年度から平成 38 年度までの間において行う、国の一般会計から同特別会計への繰り入れに関する特例等を改正する。

(4) 平成 23 年度から平成 25 年度まで、雇用対策・地域資源活用推進費を設ける。

(5) 平成 23 年度分の普通交付税の算定に用いる単位費用を改正する。

(6) 地方交付税総額における特別交付税の割合を改める。具体的には、平成 23 年度において特別交付税の割合を 6%→5%とし、平成 24 年度以降については 4%とする。

従って、最終的には普通交付税と特別交付税との割合は 94 対 6 から 96 対 4 とされる。

(7) 平成 23 年度～25 年度につき、地方債について特例を設ける。

(8) 平成 23 年度における子ども手当の支給等のため、地方特例交付金制度を改正する。

なお、(6) については修正案が提出されている(後述)。

【4】衆議院総務委員会の審査

●第一の争点は、3月10日の総務委員会(第4号)における中後淳委員(民主党)の質問の言葉を借りるならば「三位一体改革以来、大きなテーマになって」いる「交付税財源としての国税五税の法定率についての引き上げ」が見送られたことである。別枠加算、特例加算の問題とも関係するので、ここでは合わせて審査の状況を概観する。

中後委員の質問：地方税財源全体の不足額は、平成 21 年度が 10 兆 5000 億円、平成 22 年度が 18 兆 2000 億円であることを示し、平成 23 年度から 25 年度まで「国が臨時財政対策加算、これは一般会計からの繰り出しになると思います。地方は臨時財政対策債、これは後年度の交付税措置ということになるわけですので、交付税特会での借金等をやめましょうということなんですが、最終的には国の借金につけかわっているような気がしております」。

片山総務大臣の答弁：地方交付税法の原則からすれば、自治体の財源不足については合理的な算定をしたうえで地方交付税が用意されなければならない。しかし、「現時点で、自治体のリーズナブルな財源不足額をすべて交付税で補てんしようとするならば、恐らく、現在の国税五税、交付税の対象税目になっております国税五税の七割近い額を交付税の方に回すということになります、理論上は。そうすると、残った三割が国の、国庫の方の財政に充てられるということで、これは恐らく現実的でないだろうと思います」。これまで臨時特例的な措置(臨時財政対策債などの)を「継続」(繰り返し?)してきた結果であるが、一挙に解消できない。中長期的な課題である。

坂本哲志委員(自民党)の質問：自民党は、平成 21 年度の決算余剰金 5800 億円を(平成 22 年度補正予算で?)地方交付税にまわすべき旨の主張をした。「地域主権という言葉で地域の裁量を高めるといふものであるならば、予算編成の過程で、その安全策を考える前に、どのような理念を優先させるか」。「将来に向けた地方固有の安定財源を確保しようとするならば(中略)筋論を押し通すべきだった」。法定率分の引き上げのための「既成事実をいかに積み重ねていくかということが、やはり総務省としては自治体のためにやるべきことではないだろうか」。

まず 5800 億円を確保し、その上で、2010 年 12 月 13 日に地方財政審議会が発表した意見（「地方の財源不足は法定率の引き上げにより解消すべきとの意見」）に沿い、平成 23 年度分の財源不足に関連して「法定率を引き上げるといような主張をすべきであった」。

1 兆 100 億円の繰越。これにより「出口ベースでは地方交付税は二十三年度ふえたような形になって」いるが「不足分の折半ルール対象が減って国の財政負担が軽くなった」、すなわち「地方にやはりしわ寄せが行」き、「財務省に押し切られた」。

片山総務大臣の答弁：法定率の引き上げなどについては基本的に同感である。しかし、今の段階で全面的な解決を図るのは非現実的である。

毎年、年末に翌年度の地方交付税の総額を予算編成の過程で決定していくという方法をとっているが、地方交付税が一般財源としての性格をもつことなどからすれば、安定性と予見可能性が必要となる。そこで、「そんなことを織りまぜて、今の民主党政権では、とりあえず、交付税の算定の基礎となります一般財源総額について、自治体が必要となる一般財源総額について、二十二年度から三年度間、総額を確保するということをまず決めている」。今後の方向性は「一般財源総額を安定させて徐々に、国税の改正などもにらみながら、地方交付税の法定税率分の課題を解消していくという努力をする」。

また、「もともと二十二年度も財源不足が大きくて、交付税だけでは不足で各種の加算措置をしたり、それから臨財債などで賄っている」ので、昨年度の決算剰余金をそのまま繰り越しても、「国庫とのやりとりというのは、全くとは申しませんけれどもほとんど変わらない、そういうことにもなり得る」。

坂本委員の質問：別枠加算が 1 兆 2650 億円で、前年度より 2200 億円減少しているが、「なぜ、もっと雇用促進のための臨時特例費としての加算を大幅に積み上げできなかった」のか。

片山国務大臣の答弁：別枠加算は、地方交付税の総額を確保するための一つの手段であり、地方公共団体は「別枠加算であっても一般財源として自由に使える」。前年度より減少したのは「埋蔵金がなくなった」ため、「埋蔵金がなくても一兆三千億円の別枠加算というものを確保して」いる。

坂本委員の質問：「今の時期、法定率が上げられないならば、もっともっと総務省として別枠加算、あるいは特例加算、こういった枠は確保するために努力をすべきであったのではなかろうか」。「地域活性化・雇用等の対策に対応した交付税」は役立っているのか（「子育て支援サービス」を例としている）。菅内閣総理大臣は、予算委員会で「地方財政計画に子供の現物サービスのための特別枠を設け、地方交付税に一千億円を加算して現物給付を拡充した」旨の答弁をしたが、子ども手当（現金支給）に 3 兆円弱、子育て支援サービスに 1000 億円（現物給付）というのは「余りにもバランスがとれていない」し、「子育てのための現物給付という観点からも、それから雇用の促進という観点からも中途半端で」ある。

片山国務大臣の答弁：「社会保障と税の一体改革の中で、子育ても含めた制度設計のあり方とその財源について検討を始めて」いる。「理想的には、地方交付税制度の中で、現物給付を中心にする自治体の子育て政策というものがちゃんと行えるような財政措置

がされるべき」であるが、地方交付税は一般財源であるから、用途は地方公共団体に委ねられており、「特定の政策目的、今回の場合には、子育てのために特定の財源を政府から支給した方がいいのではないかという議論も出てくる」。

谷公一委員（自民党）の質問：総務省の資料では、平成 23 年度は 14 兆 2000 億円の財源不足となっているが、前年（度）からの繰越を加味しているのか。

片山総務大臣の答弁：「昨年度からの繰越金は法定税率分の交付税と同様の扱いをしておりますので、それが、基準財政収入額といいますか、あった上で財源不足を計算しておりますから、議員がおっしゃることでは十五兆円ということだと思います。」

谷委員の質問：平成 23 年度の財源不足額の補填については、総務省と財務省との間で、平成 23 年～平成 25 年の財源不足については従来からの折半ルールとすることで合意されている。総務省は地方交付税の交付税率の引き上げを要求しないということも合意されているのか。

片山国務大臣の答弁：そのような合意はない。

（尾立源幸財務大臣政務官の答弁も同趣旨）

■ここで、逢坂誠二総務大臣政務官は、事業仕分け→対応→中期財政フレームにおいて定められたルールの一般財源総額を確保している。便宜上、ここでまとめておく。

- ・一般行政経費単独における追加財政需要額としては、1000 億円減額して 4700 億円を計上した。
- ・地方再生対策費は、1000 億円減額して 3000 億円を計上した。
- ・別枠加算として 1.3 兆円を確保し、「中期財政フレームの期間及び税制の抜本改革時まで継続するようルール化した」。
- ・臨時財政対策債の元利償還金として「地方公共団体における償還年限の実態をさらに精査して積算し」て 1.9 兆円を計上した。
- ・特別会計借入金の償還については、地方交付税特別会計借入金について新たに償還計画を定め、平成 23 年度に 1000 億円を償還し、着実な償還を開始することとした。
- ・特会借入金の利払いについては「臨時財政対策債の利払い費と同様、特会借入金利払い費について、国と地方の折半により賄うのではなく、地方財政により賄うこととし、三年間で段階的にそちらに移行することとした上で、平成二十三年度において一千四百五十四億円を地方負担分としている」。

●第二の争点は一括交付金の配分である。これについては、平成 23 年 3 月 22 日（月）の総務委員会（第 5 号）において、西博義委員（公明党）が、3 月 11 日の東日本大震災を受けて「市町村は、一括交付金対象は、今回、平成二十四年度から実施をする、こういうふうになって」いるが、これを前倒しで実施することはできないのか。また、平成 23 年度の一括交付金の配分を変更するのか、と質問している。これに対し、逢坂大臣政務官の答弁は、次のような趣旨である。

一括交付金や地域自主戦略交付金の制度設計に当たり、国の事前関与をなるべく排除すること、および恣意性のない配分をすることにより、地域の実態に合う形で、将来的に、計画的に地方公共団体が仕事を行うことができるというのが、制度設計の大きな目的である。災害復旧の補助金は、特定の地域に、臨時的に大きく金銭を配分することになるであろうから、一括交付金の対象から外すということで閣議決定を経ている（2010 年 6 月）。

自主戦略交付金についても、災害復旧の対策経費は除外した。

● 第三の争点は特別交付税の算定である。西委員が、「特別交付税に関する省令は、公共施設の火災を特別交付税の算定に入れているが、津波の被害についても算定に入れるように見直す必要がある」と質したのに対し¹¹、逢坂大臣政務官は「被災した地方公共団体の実情を十分に踏まえ、財政措置の拡充について検討すべきではないかと考えている」と答弁している。

● 第四の争点は地方交付税特別会計借入金の償還である。

西委員の質問：地方交付税特別会計の借入金の償還方法が変更され、利払い費が大きく増えるが、どのように増えるか、全体像がつかみにくい。金利が上昇すれば重い負担になるから「借入金の資金計画においては、金利リスクのマネジメントが大変大事になってくる」。

逢坂政務次官の答弁：交付税特会の借入金は、法律上、一年未満の短期借入による。長期借入の組み合わせについては慎重な検討が必要である。

重野安正委員（社民党）の質問：交付税特会借入金については、2011年度～2013年度に1000億円を償還し、その後は毎年1000億円ずつ増額し、2020年度から2050年度まで1兆円規模の償還を行うというが、実際には困難ではないか。

逢坂大臣政務官の答弁：現時点では計画通りに償還ができるように努力するというのが基本姿勢である。

● 第五の争点は地方交付税総額における特別交付税の割合である。既に述べたように、法案では特別交付税を6%から段階的に引き下げ、最終的に4%とするものとされたが、稲見哲男委員（民主党）他3名により、「地方交付税法等の一部を改正する法律案に対する修正案」が提出された（民主党・無所属クラブ、自由民主党・無所属の会、公明党及び社会民主党・市民連合の四派共同提案）。稲見委員は、案の趣旨を「地方交付税総額における特別交付税の割合を六%から四%に引き下げる改正の実施を三年間凍結する」、「平成二十三年度分の地方交付税の額の算定に用いる人口を測定単位とする道府県分及び市町村分の地域振興費の単位費用を引き下げる」とし、地方交付税の総額には変動がないと説明した。

この修正案との関連で、柿沢未途委員（みんなの党）が「これは震災復興のためのものであるという理解でよいか」と質問したのに対し、片山総務大臣は、今回の震災による被害に鑑みれば6%を確保しておくほうがよいということである、という旨を述べた。但し、基本的な方向性は特別地方交付税の率の引き下げであって、これは維持されるべきである、という旨も述べている。これ以上の議論は見られなかった。

● 塩川鉄也委員（共産党）が、法律案原案に対して反対討論を行ったが、省略する。なお、同委員は修正案には賛成している。

● 結局、全員一致で修正議決が行われた（修正部分を除く原案は、賛成多数で可決された）。

【5】衆議院本会議（平成23年3月22日）：総務委員長報告がなされ、本会議において修正議決がなされた。同時に、次のように「平成二十三年東北地方太平洋沖地震への対

¹¹ 「市町村に係る十二月分の算定方法」を定める、特別交付税に関する省令第3条第1項第1号イの事項三。

応及び地方税財政基盤の早期確立に関する件」として附帯決議も行われた¹²。

「政府は次の諸点について措置すべきである。

- 一 平成二十三年東北地方太平洋沖地震に関連した平成二十三年度補正予算の編成に当たっては、被災状況を的確に把握し、所要の地方交付税措置をはじめ十分な地方財政措置を講じ、被災地域の地方公共団体に対して万全の対策を講ずること。
- 二 現下の厳しい経済状況の下において、地方の疲弊が極めて深刻化していることに鑑み、地方交付税については、本来の役割である財政調整機能と財源補償機能が十分発揮できるよう、引き続き、地方税等と併せ地方公共団体の安定的な財政運営に必要な総額の充実確保を図るとともに、税制の抜本的な改革に向けて、法定率の引上げを含めた抜本的な見直しを検討し、特例措置に依存しない持続可能な制度の確立を目指すこと。
- 三 地方税については、地方財政の自主性・自立性を確立するとともに、地方公共団体間の格差是正を図る観点に立って、地方消費税の拡充・強化をはじめ、国、地方を通ずる税体系の抜本的な見直しと国、地方間の税制配分の見直しなどを行い、速やかに偏在度が小さく、安定的で充実した財源の確保を可能とする地方税制の構築を図ること。
- 四 巨額の借入金に係る元利償還が地方公共団体の財政運営を圧迫し、諸施策の実施を制約しかねない状況にあることに鑑み、計画的に、地方財政の健全化を進めるとともに、臨時財政対策債をはじめ、累積する地方債の元利償還については、将来において地方公共団体の財政運営に支障が生じることのないよう、万全の財政措置を講ずること。
- 五 地方債制度及びその運用の在り方については、地方債の円滑な発行と流通、保有の安全性を確保するとともに、地方公共団体の自主的・主体的な財政運営に資する観点から、見直しを検討すること。
- 六 地方税財政に係る諸制度の見直しに当たっては、財政基盤の脆弱な市町村に対し、特段の配慮を行うこと。特に、今回、地方交付税の総額に対する特別交付税の割合を引き下げ、普通交付税に移行させるに当たっては、この点に十分留意すること。
- 七 地域自主戦略交付金については、国と地方の協議を通じ、その運用に地方の意見を十分反映させるとともに、これへの移行を契機とした国庫補助負担金の総額の削減を行わないこと。
- 八 政策的促進策の下に、多くの市町村合併が行われてから相当の期間が経過している現在、合併当時に予想できなかった社会経済情勢の変動が生じている団体も多いことに鑑み、合併市町村の合併に伴う特例措置の適用状況と行財政運営の現状を分析し、これを踏まえ、合併市町村の今後の行財政運営の不測の支障が生じることがないように、適切な措置を講ずること。

なお、市町村合併による議員定数の減少、行政改革に伴う議員定数及び報酬の削減等を背景とする地方議員年金制度の廃止については、年金受給権者等に対し十分な説明を行う等円滑な廃止に向け最大限の配慮を行うとともに、国民の政治参加や人材確

¹² 附帯決議は『第七十七回国会制定法審議要録』（衆議院法制局）より引用した。

保の観点を踏まえた新たな年金制度の可能性についても検討を行うこと。

右決議する。」

【6】参議院総務委員会の審査

平成23年3月30日の参議院総務委員会(第5号)において、総務大臣による趣旨説明、および衆議院総務委員会の西博義委員による修正部分の趣旨説明がなされた。

ここでは、松下新平委員(自民党)により、平成23年度補正予算の編成に伴って地方交付税を大幅に加算する必要性があり、また、税制上の特例措置に伴って税収が減少しても地方交付税の減額を行うべきではない旨の質疑がなされたのに対し、片山総務大臣は、災害復旧について、まずは国費を充当し、その割合を高めること、特別地方交付税についても一定程度の増額が必要となること、地方財政計画で見込まれた地方交付税の総額は確保するように手当てをするように要請をすることを答弁として述べた。

続いて、魚住裕一郎委員(公明党)から、地方交付税特別会計の借入金の償還の件、および地方交付税における特別地方交付税の率を引き下げれば特別地方交付税の透明化および客観化に資するのかが問われた。これに対し、片山総務大臣は、特別地方交付税を普通地方交付税にまわせば、単位費用や補正係数により、客観性が増し、恣意性を排除できる旨を述べた。また、魚住委員は、特別地方交付税の算定の根拠の明確化(透明化)が必要であると質したのに対し、片山総務大臣は、特別地方交付税の透明化には限界があり、ルール化できない部分があるから特別地方交付税がある、と述べた。

山下芳生委員(共産党)が反対討論を行ったが、法律案(修正案を含めて)は賛成多数により可決された。

【7】参議院本会議(平成23年3月31日)

総務委員長報告の通り可決された。

【8】地方交付税法附則

(平成二十三年度分の交付税の総額の特例)

第四条 平成二十三年度に限り、同年度分として交付すべき交付税の総額は、第一号から第五号までに掲げる額の合算額に一兆八千五百五十億円を加算した額から第六号及び第七号に掲げる額の合算額を減額した額とする。

一 第六条第二項の規定により算定した額

二 地方交付税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第五号)第一条の規定による改正前の地方交付税法(以下この条及び附則第六条の三第三項第一号において「旧法」という。)附則第四条の二第二項の規定において平成二十三年度分の交付税の総額に加算することとされていた額 八百六十七億円

三 旧法附則第四条の二第三項の規定において平成二十三年度分の交付税の総額に加算することとされていた額 六千六百九十五億円

四 平成二十三年度における交付税の総額を確保するため前三号に掲げる額の合算額に加算する必要がある額のうち臨時財政対策のための特例加算額 三兆八千五百四十四億円

五 平成二十三年度における借入金の額に相当する額 三十三兆五千七百七十二億九千五百四十万八千円

六 平成二十二年度における借入金の額に相当する額 三十三兆六千七百七十二億九千

五百四十万八千円

七 平成二十三年度における特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第十五条第一項の規定による交付税及び譲与税配付金特別会計の一時借入金に係る利子及び同法附則第四条第一項の規定による借入金に係る利子の支払に充てるため必要な額四千三百六十一億円

2 平成二十三年度分として交付すべき交付税の総額に係る第六条第二項の規定による額の算定については、旧法附則第四条の二第四項の規定において同年度分の交付税の総額から減額することとされていた九百九十八億八千七百四十万円を減額する。

2. 地方税法の一部を改正する法律案（閣法 58 号）

衆議院議案受理年月日	平成 23 年 4 月 19 日
衆議院付託年月日	平成 23 年 4 月 20 日（総務委員会）
衆議院審査終了年月日	平成 23 年 4 月 22 日（可決）
衆議院審議終了年月日	平成 23 年 4 月 22 日（可決）
参議院予備審査議案受理年月日	平成 23 年 4 月 19 日
参議院議案受理年月日	平成 23 年 4 月 22 日
参議院付託年月日	平成 23 年 4 月 25 日（総務）
参議院審査終了年月日	平成 23 年 4 月 26 日（可決）
参議院審議終了年月日	平成 23 年 4 月 27 日（可決）

⇒平成 23 年 4 月 27 日法律第 30 号

【1】背景

第 177 国会には、元々、閣法 4 号としての「地方税法等の一部を改正する法律案」が提出されており、衆議院は平成 23 年 1 月 28 日に議案として受理している¹³。この法律案は、閣法 2 号として 1 月 25 日に衆議院が受理した「所得税法等の一部を改正する法律案」と密接に関連するものであり、「個人住民税における扶養控除の見直し」、「寄附金税額控除の対象の見直し及び適用下限額の引下げ」、「更正の請求期間の延長等の納税環境の整備」、「個人住民税等の脱税犯に係る懲役刑の上限の引上げ等の罰則の見直し」、さらに「税負担軽減措置等の整理合理化等」を内容とするものであった。

平成 23 年 2 月 22 日の衆議院総務委員会（第 2 号）において、片山善博総務大臣は、概要を次のように説明した。

（1）個人住民税の改正。

「成年扶養控除の対象者を成年扶養親族のうち、年齢六十五歳以上七十歳未満の者、学生、障害者、要介護認定等を受けている者等や合計所得金額が五百万円未満の納税義務者の成年扶養親族とするほか、退職所得に係る一〇%税額控除を廃止する」。

「寄附金税額控除の適用対象に、認定特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人へ

¹³ 詳細な解説として、風早正毅他・前掲 8 頁、総務省自治税務局企画課他「平成 23 年度税制改正を巡る議論について」地方税 2011 年 1 月号 9 頁、地方財務協会編『月刊「地方税」増刊 改正地方税制詳解（平成 23 年）』がある。なお、総務省自治税務局「第 177 回国会における地方税に関する主要な論議について」地方税 2011 年 10 月号 8 頁、坂越・前掲 23 頁も参照。

の寄附金のうち、都道府県または市区町村が条例で定めるものを追加するとともに、寄附金税額控除の適用下限額を二千元に引き下げる」。

(2) 納税環境の整備。「納税者が更正の請求を行うことができる期間を五年に、課税庁が更正及び決定を行うことができる期間を五年に、それぞれ延長する」。また、「脱税犯及び秩序犯に係る懲役刑の上限の引き上げ等の罰則の見直しを行う」。

(3) 「税負担軽減措置等の大幅な整理合理化等を行う」。但し、具体的な事項について説明がない。

実際には、平成 23 年度の地方税制改正の内容は非常に多岐にわたる。ここで主な内容を示しておく。

個人住民税	給与所得控除の見直し (所得税法における給与所得控除の見直しに連動する)	・給与所得控除の額に上限を設ける。 (例. 給与収入が 1500 万円を超える場合の給与所得控除額には 245 万円の上限を設ける。) ・法人税法上の役員、一定の範囲の国家公務員等について、給与所得控除を縮減する。	平成 25 年度分以後の個人住民税について適用する。
個人住民税	退職所得 2 分の 1 課税の見直し (所得税法における退職所得課税の見直しに連動する)	勤続年数が 5 年以内の法人役員(公務員を含む)について廃止する。	平成 24 年 1 月 1 日以後に支払われるべき退職所得等より適用する。
個人住民税	合計所得金額が 400 万円を超える納税義務者の成年扶養親族(23 歳以上 70 歳未満)に係る扶養控除(33 万円)	負担調整措置を講じた上で廃止する。 但し、障害者、要介護認定者その他心身の状態等により就労が困難な扶養親族、65 歳以上の高齢者、学生については引き続き控除対象とする。	平成 25 年度分以後の個人住民税について適用する。
個人住民税	退職所得にかかる 10% 税額控除	廃止する。	平成 24 年 1 月 1 日以後に支払われるべき退職所得等より適用する。
個人住民税	平成 23 年度の子ども手当との関係	国、地方の適切な役割分担・経費負担を実現する	

		ための検討を行った上で、一般財源化等の措置を講ずる ¹⁴ 。	
個人住民税	上場株式等の配当等および譲渡所得等に係る軽減税率（3%）	適用期限を2年延長する（平成25年12月31日までとする）。	
個人住民税	寄附金税額控除	認定NPO法人以外のNPO法人への寄附金についても、地方公共団体が条例において個別に指定し、寄附金税額控除の対象とすることができるようにする。	平成23年中の寄附金から対象とし、平成24年度分の個人住民税について適用する。
個人住民税	寄附金税額控除	適用下限額を5000円から2000円に引き下げる。	同上
「納税環境整備」	税務調査の事前通知、および調査終了時の手続の明確化	国税の見直しとあわせ、所定の措置を講ずる。	
「納税環境整備」	更正の請求（国税通則法の改正との連動）	<ul style="list-style-type: none"> ・納税義務者による更正の請求の期間を1年から5年に延長する。 ・課税長が増額更正できる期間が3年となっているものについては、5年に延長する。 	平成23年4月1日以後に法定納期限が到来する地方税について適用する。
「納税環境整備」	理由付記	全ての課税処分につき、原則として理由付記を実施する。	
罰則の見直し	故意の申告書不提出による脱税犯の創設	（国税と同様）	平成23年度6月1日以後の違反行為について適用する。
罰則の見直し	地方消費税の不正還付の未遂罪の創設		同上
罰則の見直し	法人住民税に係る故意不		同上

¹⁴ 児童手当法に基づく児童手当の支給については、国、地方および事業主が費用を負担し、国と地方の負担割合は1：2とする。それ以外の子ども手当分は全額を国費で負担する。児童一人当たりの支給額は、3歳未満については月額2万円、3歳以上から中学校卒業前までについては月額1万3千円とする。

し	申告の罪の創設		
罰則の見直し	事業所税、自動車取得税、特別土地保有税、地方たばこ税および鉱産税の不申告に関する過料の創設	新たに条例で不申告等にかかる過料を創設することができるようにする。	同上
罰則の見直し	道府県民税に係る虚偽申告犯の創設	寄附金税額控除の創設に伴い、新設する。	同上
罰則の見直し	虚偽申告犯の対象の追加	条例で指定する NPO 法人に対して支出した寄附金に係る申告書への虚偽記載を、対象として追加した。	同上
罰則の見直し	軽自動車税および狩猟税に係る虚偽申告犯および検査忌避犯に対する法定刑の引き上げ	虚偽申告犯の法定刑を 30 万円以下の罰金とする。	同上
罰則の見直し	軽油引取税に関する罰則の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・免許証の不正受給等による免税経由の引取りに関する罪等については「10 年以下の懲役又は 1,000 万円以下の罰金」に引き上げる。 ・不正経由等譲受罪等についても、一定程度の引き上げを行う。 ・承認を受けないでする免税経由の譲渡に関する罪等については「2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金」に引き上げる。 	同上
罰則の見直し	公訴時効の延長	両罰規定が適用される場合には、業務主等に対する公訴時効期間を行為者に対する公訴時効期間まで延長する。	同上

しかし、その後、閣法 4 号としての「地方税法等の一部を改正する法律案」についての審査はしばらくなされないままであった。その理由として考えられるのは、第一に衆参両院で与野党の議席が逆転している、いわゆる「ねじれ現象」にあり、かつ「与党が衆議院

において3分の2の多数を有していない状況にあり、平成23年閣法(——閣法4号のこと。引用者注)の年度内成立が不確定」であったことである¹⁵。第二に「平成23年度当初予算が、その裏付けとなる税法等歳入関連法案と切り離される形で衆議院を通過、参議院に送られたため、野党が強く反発したこと」があげられる¹⁶。そして、第三に平成23年3月11日の東日本大震災に伴い、同月18日まで国会が自然休会となったことである(審議再開は同月22日である)。

3月29日、総務委員会(第7号)が開かれ、ようやく閣法4号に関する審議が行われた。「政府・与党の責任において早期に成立を図るべきところ、平成二十三年三月三十一日を目前にしてもその成立の見通しが立っていない」ことから、石田真敏委員(自民党)外四名が「国民生活等の混乱を回避するための地方税法の一部を改正する法律案」(衆法5号)を提出し、質疑応答がなされることなく起立多数で可決された¹⁷。

その後、政府は6月10日に「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法等の一部を改正する法律案」と改めて修正法案を提出した¹⁸。しかし、結局は閉会中審査として扱われることとなったのである¹⁹。

東日本大震災による甚大な被害を受け、4月12日、13日の両日に民主党税制改正プロジェクトチームの財務金融部門会議および総務部門会議の合同部会が開催され、国税、地方税のそれぞれについて検討がなされた。震災による特例の創設については了承されたが、揮発油税および軽油引取税に関するトリガー条項の扱いにつき、意見が分かれた²⁰。

トリガー条項とは租税特別措置法第89条第1項および地方税法附則第12条の2の9第1項を指す。いずれも平成22年度税制改正により導入されたものであり、税率に関する特例規定(租税特別措置法第88条の8、地方税法附則第12条の2の8)の適用がある場合で「平成二十二年一月以後の連続する三月における各月の揮発油の平均小売価格がいずれも一リットルにつき百六十円を超えることとなったときは、財務大臣は、速やかに、その旨を告示するものとし」た上で、「当該告示の日の属する月の翌月の初日以後に」製油所からの移出、保税地域からの引取などがなされた揮発油、軽油等に係る揮発油税、地方揮発油税または軽油引取税につき、特例規定の適用を停止する旨の規定である。

民主党税制改正プロジェクトチームはトリガー条項の廃止を打ち出したが、結局、合同部会では結論が出されず、4月13日に開催された税制調査会に一任されることとなった。しかし、税制調査会でも意見がまとまらなかったため、税制調査会長²¹(財務大臣)および会長代行に扱いが一任され、最終的にトリガー条項は「凍結」することとされた。

¹⁵ 和田雅晴「『国民生活等の混乱を回避するための地方税法の一部を改正する法律』の成立について」地方税2011年4月号11頁。地方財務協会編・前掲書47頁も同旨。

¹⁶ 地方財務協会編・前掲書47頁。

¹⁷ この法律に関する解説として、和田・前掲11頁がある。

¹⁸ 同日、「所得税法等の一部を改正する法律案」も「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律案」に改められて修正法案として提出された。

¹⁹ 「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律案」とともに、第179国会において成立した。

²⁰ 以上の経緯については、風早正毅他「東日本大震災に係る地方税制の対応」地方税2011年6月号21頁による。

²¹ 当時は、財務大臣であった野田佳彦氏。

4月19日、閣議において「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律案」（閣法57号）および「地方税法の一部を改正する法律案」（閣法58号）が決定され、いずれも同日に国会へ提出されている²²。

【2】提案の趣旨

東日本大震災の被災者等の負担の軽減を図るため、固定資産税および都市計画税の課税免除等の措置並びに個人住民税、不動産取得税、自動車取得税、自動車税等に係る特例措置を講ずる、などの必要があるため。

①東日本大震災に係る津波により、区域の全部もしくは大部分において家屋が滅失、損壊し、または土地について従前の使用ができなくなった区域として、市町村長が指定した区域内に所在する家屋及び土地に対して、平成23年度分の固定資産税または都市計画税を課さないものとする。

②東日本大震災により、納税義務者の有する資産について受けた損失の金額について、所得割の納税義務者の選択により、平成22年において生じた損失の金額として、平成23年度以後の年度分の個人住民税の雑損控除額の控除及び雑損失の金額の控除の特例を適用することができることとする。

③東日本大震災により滅失、損壊した家屋の所有者等がこれにかわる家屋を取得した場合や、当該被災家屋の敷地の所有者等がこれにかわる土地を取得した場合に、平成33年3月31日までの間の取得に対しては、当該被災家屋の床面積相当分等について不動産取得税を課さない。

④東日本大震災により滅失、損壊した自動車の所有者等が、これにかわる自動車を平成23年3月11日から平成26年3月31日までの間に取得した場合の自動車取得税を非課税とする。これとともに、当該代替自動車等に係る平成23年度から平成25年度までの各年度分の自動車税及び軽自動車税を非課税とする。

⑤揮発油価格高騰時における軽油引取税の税率の特例規定の適用停止措置を停止する。

【3】衆議院総務委員会の審査

審査は4月22日に行われた（第13号）。以下、争点ごとに質疑応答を概観する。

●第一の争点は固定資産税の減免措置等である。

西委員の質問：企業の事業用地への固定資産税の減免措置を講じるべきではないか。また、被災代替償却資産については、4年度分について課税標準を2分の1とするが、一定額以上の償却資産についてはさらなる減免措置が必要ではないか。

逢坂大臣政務官の答弁：津波により今回甚大な被害を受けた区域の土地家屋については、事業用のものも含め、平成23年度分の固定資産税の課税を免除する。次に、その区域内の償却資産あるいは区域外の固定資産については、地方税法367条に基づき、個々の資産の被害状況に応じて適切に減免措置を講ずるように、関係自治体に伝達している。また、償却資産については、阪神・淡路大震災時の特例措置を拡充する形で、企業の設備等が被災し、家屋や償却資産等の代替資産を取得した場合に固定資産税を軽減する措置を講ずることとしている。さらなる軽減措置については、復興支援措置全体の中で検討したい。

²² 詳細な解説として、地方財務協会編・前掲書503頁がある。

重野委員の質問：地方税法改正案の附則 42 条は、東日本大震災を「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害」と定義している。しかし、附則 55 条（固定資産税及び都市計画税の課税免除）は原発事故を除外している。その理由は何か。他に原発事故を除外したものはあるのか。

片山総務大臣の答弁：固定資産税の賦課期日は1月1日で、その時の現況で課税をするのが地方税のルールである。津波災害の場合、家屋が消滅しており、土地も当面は仕様収益ができないということで、課税を免除しようというのが今回の法律案の内容である。これに対し、原子力発電所の事故の場合は、沿岸部と内陸部では被害の状況が異なり、内陸部であれば固定資産や家屋が滅失をしておらず、損壊もしていない。使用収益について明確に判断できる段階ではない。そこで、3月中に地方公共団体に通知を出し、納税負担が生じないようにしている。

●第二の争点は、繰戻還付の措置である。

西委員は、国税である所得税および法人税について、被災事業用資産の損失で欠損金が生じた場合に、2年遡って繰戻還付が可能であることを指摘した上で、地方税については繰戻還付の措置が講じられていないと質した。

これに対し、片山国務大臣は、国税は応能税であるのに対し、住民税や固定資産税は応益税であり、負担分任の性格をもつ。そのため、地方税の場合、「個人の事情に着目して、さかのぼって税を調整するというのは、全くないわけでは」ないが「非常に限定的にとどめている」と答弁した。

●第三の争点は、地方税法附則第 12 条の 2 の 9 第 1 項（前出のトリガー条項）に定められる「揮発油価格高騰時における軽油引取税の税率の特例規定の適用停止」の問題である。

今回の「地方税法の一部を改正する法律案」は、附則に第 53 条を追加し、「附則第十二条の二の九の規定は、震災特例法第四十四条の別に法律で定める日までの間、その適用を停止する。」としていた。

これに対し、みんなの党から「地方税法の一部を改正する法律案に対する修正案」が提出された。同案は、内閣提出の法律案の附則第 53 条に第 2 項として「前項の規定にかかわらず、東日本大震災により著しい被害を受けた県として総務大臣が指定する県においては、震災特例法第四十四条の別に法律で定める日までの間においても、附則第十二条の二の九の規定を適用する。」という規定を追加するという内容である。

柿澤委員（みんなの党）は、被災三県（福島県、宮城県、岩手県）だけでもトリガー条項が発動されるべきであるとして修正案の提案をしたが、片山総務大臣は、被災地の復興のための財源確保、財源の安定化の一環として、トリガー条項を凍結することとした旨を答弁した。また、総務大臣は、消費課税に地域別の複数の税率を設けることは想定されておらず、仮に設けるとすると中立性を阻害するとも答弁している。

結局、トリガー条項に関する修正案は賛成少数で否決された。

他方、政府提出法案は、起立総員により、原案通り可決された。

【4】衆議院本会議〔平成 23 年 4 月 22 日〕

総務委員長報告の通り可決された。

【5】参議院総務委員会の審査

法案の審査は平成 23 年 4 月 26 日に行われた（第 9 号）。

●第一に、石橋通宏委員（民主党）が被災者の範囲に関して確認的質疑をなしたのに対し、片山総務大臣は、東日本大震災の津波、地震、原発による災害、そして、その後の余震による被害の拡大も含まれるが、税目によって適用にならないものもある旨を答弁した。

●第二に、衆議院総務委員会と同様、固定資産税の減免が議論された。

片山さつき委員（自民党）の質問：固定資産税の評価替え（2012 年）→課税免除措置は各地方公共団体の判断で行うこととなっている。とくに被害が大きい地域でこのような措置は可能か。

片山総務大臣の答弁：全国の市町村に呼びかけ、被災市町村で必要とされる職種について必要な人員を派遣するという仕組みを構築しており、これを利用してもらう。また、評価替えについては簡便に済ませられるような制度にしたいと考えている。

片山委員の質問：固定資産税の減免による減収の補填は、100%が原則と思われる。

逢坂大臣政務官の答弁：法律によって一律に固定資産税の減免を要請しているようなところは地方債が発行できることになっており、さらに「その地方債の後年度の元利償還金については一〇〇%普通交付税措置をしようということを考えて」いる。また、条例による減免についても、やはり地方債の発行を可能とし、その 75%について普通地方交付税で措置をするようにしたいと考える。

●第三に、衆議院総務委員会と同様、軽油引取税に関するトリガー条項が議論された。

片山総務大臣は、同条項の廃止も議論されたが、国民生活の安定という意味合いと時間の制約から、とりあえず凍結としたのであり、停止期間については想定していない旨を述べた。これに対し、寺田典城委員（みんなの党）から、東日本大震災により著しい被害を受けた県として総務大臣が指定する県においては、引き続き揮発油価格高騰時における軽油引取税の税率の特例規定の適用停止に係る規定、いわゆるトリガー条項を適用する、とする趣旨の修正案が提出されたが、賛成少数で否決された。

原案は全員一致で可決された。

【6】参議院本会議（平成 23 年 4 月 27 日）

総務委員長報告の通り可決された。

3. 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律案（閣法 63 号）

衆議院議案受理年月日	平成 23 年 4 月 26 日
衆議院付託年月日	平成 23 年 4 月 29 日（災害対策特別委員会）
衆議院審査終了年月日	平成 23 年 4 月 30 日（可決）
衆議院審議終了年月日	平成 23 年 4 月 30 日（可決）
参議院予備審査議案受理年月日	平成 23 年 4 月 26 日
参議院議案受理年月日	平成 23 年 4 月 30 日
参議院付託年月日	平成 23 年 5 月 1 日（災害対策特別委員会）
参議院審査終了年月日	平成 23 年 5 月 2 日（可決）
参議院審議終了年月日	平成 23 年 5 月 2 日（可決）

⇒平成 23 年 5 月 2 日法律第 40 号

【1】提案の趣旨および概要

この法律案の趣旨は、「東日本大震災による甚大かつ深刻な被害に緊急に対処することにより、被災者、被災地の一日も早い平穏な生活を取り戻すため、地方公共団体等に対する特別の財政援助、及び社会保険の加入者等についての負担の軽減、農林漁業者、中小企業者等に対する金融上の支援等の特別の助成措置を行う」というものである。

概要は次の通りである。

(1) 東日本大震災により甚大な被害をこうむった地方公共団体等に対し、公共土木施設や社会福祉施設等の復旧、災害廃棄物処理等に対する補助等の財政援助を行う。また、被災地方公共団体の財政力と被害の状況に踏まえ補助率をかさ上げする。とくに、公共土木施設については対象となる事業の負担額を合算し、標準税収入と比較することによって段階的に補助率を決定する、いわゆる総合負担軽減方式を採用する。補助率の水準は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律において対象とされている施設の補助率との均衡を踏まえて定める。

(2) 社会保険の加入者等についての負担の軽減について、被災者、事業主に対する社会保険料の免除、被災者の医療費窓口負担等の免除、行方不明者の死亡推定による遺族年金等の速やかな支給等の措置を講じる。

(3) 農林漁業者、中小企業者等に対する金融上の支援等について、被災した農業、漁業者及び中小企業者に対する信用保険の保険てん補率の拡充、政策金融の償還期間の延長等を行う。

(4) その他、地方債の発行の特例措置など幅広い特別の措置を講ずる。

【2】衆議院災害対策特別委員会の審査

法律案の審査は、平成23年4月30日に行われた(第10号)。質疑応答の内容が多岐にわたり、財政問題以外の部分も多いため、ここでは若干の点のみをあげておく。

●今回の法律案と、阪神淡路大震災についての特例措置との違い。

高橋昭一委員(民主党)の質問に対し、原田保夫政府参考人(内閣府政策統括官)は、答弁において次の諸点をあげた。

地方公共団体に対する特別の財政援助について、特例措置の項目数は、阪神・淡路大震災については19、東日本大震災については24であり、後者に関して災害廃棄物の処理、被災市町村の臨時庁舎に係る経費等を追加した。

国の負担率を、最大で90%とする(阪神・淡路大震災については最大で80%)。

また、被災者に対する特別の助成措置の項目数を116とした(阪神・淡路大震災については60)。内容は、行方不明者の死亡推定による遺族年金等の早期支払い、農林漁業者等への政策金融資金の償還期間の延長等の措置など。

●被災者生活再建支援金について

第一次補正予算で520億円を計上した。また、既に都道府県が拠出している基金からの支出と合わせれば1000億円程度の資金を確保している。追加の措置が必要となる場合には、予備費か補正予算による措置を行う。

▲採決の結果、全員一致で可決された。

【3】衆議院本会議〔平成23年4月30日〕

小宮山泰子議員から「議事日程追加の緊急動議」が提出され、審議されることとなった。

これを受けて災害対策特別委員長の報告がなされ、可決された。

【4】参議院災害対策特別委員会の審査

審査は平成23年5月2日に行われた（第6号）。

上野ひろし委員（みんなの党）の質問：この法律案がどのような観点から作成されたか、「阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」案と比較してどのような見直しが行われたのか。

松本龍国務大臣の答弁：今回の法律案は「東日本大震災が阪神・淡路以上の被害を生んでいること、また多くの財政規模の弱い地方都市が被害に遭ったこと等から、阪神当時に比べて相当の拡充を図っており」、臨時庁舎に係る経費等を対象に追加をした。阪神・淡路大震災時の措置が19であったのに対し、今回は24の措置を盛り込んでいる。また、「地方都市の多い被災地地域特性を考慮しながら、阪神・淡路大震災においては最大十分の八であったのに、今回はケースによって最大十分の九とし」た。さらに、「被災者等に対する特別の助成措置についても、津波による被害の実態を踏まえて、行方不明者の死亡推定による遺族年金等の早期支給でありますとか、農林漁業者への政策金融資金の償還期間の延長などを追加をして、阪神時の六十措置に対しまして百十六の措置を盛り込んでいるところであります」。

▲採決の結果、全員一致で可決された。

【5】参議院本会議（平成23年5月2日）

災害対策特別委員長の報告がなされ、可決された。

3-2. 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律案（閣法86号）

衆議院議案受理年月日	平成23年7月15日
衆議院付託年月日	平成23年7月19日（災害対策特別委員会）
衆議院審査終了年月日	平成23年7月20日（可決）
衆議院審議終了年月日	平成23年7月20日（可決）
参議院予備審査議案受理年月日	平成23年7月15日
参議院議案受理年月日	平成23年7月20日
参議院付託年月日	平成23年7月21日（災害対策特別委員会）
参議院審査終了年月日	平成23年7月25日（可決）
参議院審議終了年月日	平成23年7月25日（可決）

⇒平成23年7月29日法律第87号

【1】提案の趣旨および概要

東日本大震災に係る被災者生活再建支援金の支給につき、国の補助率を2分の1から5分の4に引き上げる旨を内容とする。

平成23年7月20日に行われた衆議院災害対策特別委員会（第13号）において、平野達夫防災担当大臣は、次のように提案理由および内容を説明している。

東日本大震災による甚大な住宅被害に対処するため、「全都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、住宅が全壊した世帯等に対して被災者生活再建支援金が支給されている」が、「被災者生活再建支援金の支給総額はこれまでに例のない規模となることが

見込まれ、追加の資金の手当てが必要となるので、「国としても、被災者生活再建支援金の支給に必要な資金を確保し、被災した世帯の生活の再建を確実に支援していく必要がある」、東日本大震災に係る被災者生活再建支援金の支給について、国の補助率を現行制度の二分の一から五分の四へと引き上げる特例を定める。

【2】衆議院災害対策特別委員会の審査

平成23年7月20日に行われた。

第一に、今回の法律案が成立すれば都道府県の拠出金が減額されるが、法律の適用の時期および対象について長島委員（自民党）が質した。これに対し平野防災担当大臣は「今回の法律は今回の震災に限ってということになって」と答弁した。

第二に、この法律案の要である国の補助率（負担率）の根拠が、石田祝稔委員（公明党）および高橋千鶴子委員（共産党）から質された。平野防災担当大臣は、補助率（負担率）は国と都道府県との割合の問題であって、被災した家屋があまりにも多いので、国の負担割合を8割としたと答弁した。また、原田政府参考人は、今回のような形で措置をしたのは「支援金に係る補助金の引き上げの特例もまさにこの趣旨に合致するものであるということ」によるのであり、負担割合については、全国知事会から95%として欲しい旨の要望があったが、「この制度は、全都道府県の相互扶助という趣旨の上に成り立っている」ので、その趣旨も大切にしなければならず、他の例も斟酌して8割とした、全国知事会からも理解を得られたと認識している、と答弁した。

第三に、長島委員から、生活再建支援法自体の見直しが必要である（例、アパートの賃借人には生活支援金が払われるが、大家には払われない。被災をしたが、転勤のために被災地に「住民票がない」ため、そこにある家屋が被災しても何ら払われない）という意見が出された（石田委員も同旨の質疑をしている）。

▲採決の結果、全員起立により、可決。

（3）衆議院本会議〔平成23年7月20日（水曜日）〕

小宮山泰子議員から「議事日程追加の緊急動議」が提出され、審議されることとなった。これを受けて災害対策特別委員長の報告がなされ、可決された。

（4）参議院災害対策特別委員会の審査

第11号〔平成23年7月25日〕

平野防災担当大臣から趣旨説明がなされた。その後、質疑応答がなされたが、衆議院災害対策特別委員会の審査における質疑応答と同旨のものがあり、また、他の法律などに関連するものも多く、この法律案そのものの問題点を深く追求するような質疑応答は、私が会議録を参照した限りにおいては見受けられなかった。

▲採決の結果、全会一致により、可決。

（5）参議院本会議（平成23年7月25日）

災害対策特別委員長の報告がなされ、可決された。

4. 平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律案（閣法64号）

衆議院議案受理年月日	平成23年4月26日
衆議院付託年月日	平成23年4月29日（総務委員会）
衆議院審査終了年月日	平成23年4月30日（可決）

衆議院審議終了年月日	平成 23 年 4 月 30 日（可決）
参議院予備審査議案受理年月日	平成 23 年 4 月 26 日
参議院議案受理年月日	平成 23 年 4 月 30 日
参議院付託年月日	平成 23 年 5 月 1 日（総務委員会）
参議院審査終了年月日	平成 23 年 5 月 2 日（可決）
参議院審議終了年月日	平成 23 年 5 月 2 日（可決）

⇒平成 23 年 5 月 2 日法律第 41 号

【1】提案の趣旨および概要

東日本大震災に係る特別の財政需要に対応するための特別交付税の増額に要する額について、財源措置を講ずる必要がある、として、①平成 23 年度分の地方交付税の総額、および同年度分の一般会計から交付税及び譲与税配布金特別会計への繰入金の額の算定について特例を設ける、②平成 23 年度分の地方交付税の総額（1 兆 424 億円）に 1200 億円を加算し、かつ、その加算額の全額を特別地方交付税とする、とされた。

【2】衆議院総務委員会の審査

審査は平成 23 年 4 月 30 日に行われた（第 15 号）。

冒頭、石津政雄委員（民主党）による「東日本大震災と一九九五年に発生しました阪神・淡路大震災とを比較いたしましてどのような違いがあるか」との質問に対する回答として、片山総務大臣は次のように述べている。

災害時の地方公共団体の財政需要は「客観的な基準、あらかじめ決めた基準などによらないものについては特別交付税で措置をするということになって」いるが、大規模な災害の場合にはそれで賄い切れないので特例増額措置を講ずることになる。阪神・淡路大震災の際には総額で 300 億円の増額措置を講じたが、東日本大震災については、被災の規模、被災した地方公共団体の数の違いから 1200 億円を増額するという案とした。

この増額案の一つの大きな特徴は「今回、役場庁舎などが壊滅的な被害を受けたり移転を余儀なくされるといふようなこともあり、それに伴う特別の財政需要を「新たに特別交付税の対象とし」、「増額の事由にしているということである。但し、全体の被害の状況、およびその被害に対する地方公共団体の対応は、法案提出ない委員会審査の時点においてまだ完全に見込むことができず、「これまでにない新しい財政需要というものも出てくる可能性もありますので、今後、この特例法が成立をしまして以降、できるだけ早く関係の自治体から実情を伺って、それに対する対応をしていきたいと考えております」。

●第一の争点は、加算額となる 1200 億円の必要性和配分基準である。これについては阪神・淡路大震災に関する特例措置との比較という形で議論が進められた。

石津政雄委員（民主党）の質問：今回の特例増額措置は 1200 億円とされているが、これで賄い切れるものではなく、短期間で総額が確定するものではない。

片山国務大臣の答弁：東日本大震災の被災公共団体の多くは「財政的に非常に力が弱く、阪神・淡路大震災の際と「同じ財政上の特例措置でやる」と無理が生じる。そこで、（第一次）補正予算において、国費の投入額については絶対額を多くすることはもとより、割合も多くし、「できるだけ国費によって賄える、その割合をふやすということ」とした。それでも地方の負担は生ずるが、「地方債の償還額についても、できるだけ自治体の負担が少なくなるように、交付税でカバーする割合をふやすということで、

その結果、できるだけ自治体の実質的に、事実上負担する額を極小にしたいというような措置を講じております」。

石津委員の質問：（「今度の財政的な措置」には、「災害弔慰金の問題、それから行政機能の維持、被災者に対する応急対策に対する経費、そして後方部隊としての応援団体経費というもの」の大きな三本柱が立っていると指摘したうえで）、「特に役場機能の維持あるいは被災者に対する応急対応経費ということで二百八十億円、四月の特例交付としてそれを満額交付しているということ」の基準は何か、また、どのような視点で算定されたのか。

片山総務大臣の答弁：特別交付税の交付に際して或る程度は割り切らざるをえない点がある。行政需要についての詳細な算定ができないため、普通交付税の基準財政需要額の状況などから或る程度の推計を行い、概算的に交付したという側面がある。

西博義委員（公明党）の質問：特別交付税の配分基準は何か。従来と異なる配分基準があるとすれば、それは何か。

片山総務大臣の答弁：行政機能の維持、「被災者の支援に当面応急的に必要な経費の額」、「災害弔慰金の地方負担分」、「応援団体、被災はしていないけれども応援していただいている団体の特別な財政需要」などを見込み、1200億円を増額した。既に4月8日に特例的な交付を行っており、その交付分も1200億円の中に含まれる。1200億円の増額が予算および法律で認められると、これが当初予算の1兆424億円に加わり、合わせて1兆1624億円となる。そこから既に762億円が交付されているので、残額の1兆862億円が「これから全国に交付することのできる特別交付税の額になる」。

重野安正委員（社会民主党）の質問に対する片山総務大臣の答弁：「今回の補正予算に係る災害弔慰金の地方負担額」は490億円、「行政機能の維持等の当面の応急対策経費など」が280億円、「被災自治体を支援する応援団体の経費」が430億円と見込まれており、「それらを合わせましておよそ千二百億円の増額が必要だと判断した」。

重野委員の質問：阪神・淡路大震災の折には、平成六年度分の地方交付税の総額の特例に関する法律（平成7年法律第18号）により、平成六年度分の特別交付税の総額を300億円増額したが、同法では「法律の定めるところにより、平成八年度以降の各年度分として交付すべき地方交付税の総額から減額する措置を講ずる」という内容がある。これが今回の法律案にはない理由は何か²³。

片山総務大臣の答弁：当時の特例法によると「当時国が三百億円増額したといっても、結果的には後年度少しずつ国に地方側が返していくということになる」。そのため、地方側が国から借金をしたとも言えるし、「別の見方をすれば、将来の交付税を被災地でもって先食いしたという見方もできる」。これは、当座の措置として無意味ではないとも言えるが、国がしっかりとした措置をしたほうがよいので、今回の法律案では意図して「国の財政当局と阪神・淡路のときとは違う措置を講ずるべきだ」という折衝、調整を行い、合意に達した。

●第二の争点は、4兆円の補正予算のうち、地方公共団体への補助金の総額は2兆9000億円で、それに関する地方公共団体の負担は7300億円となっている点である。

²³ 谷公一委員（自由民主党）からも同じ趣旨の質問がなされている。

西博義委員（公明党）の質問：地方公共団体への補助金の総額の2兆9000億円で、それに対する地方公共団体の負担は7300億円となっているが、「都道府県及び市町村別に自治体の負担がそれぞれどういうふうになるのか」。

逢坂大臣政務官の答弁：都道府県分が約4000億円、市町村分が約3300億円である。

西委員の質問：合計約7300億円のうち、「適債対象、起債の対象になるのが六千七百億円というふうに聞いて」いる。ここでいう地方債には4種類あり、「一つは災害対策債、これは元利償還金の九五％を公債費の方式で基準財政需要額に算入して、残りの五％も特別交付税で財政措置をする。二つ目の補正予算債は、八〇％を基準財政需要額に算入して、残り二〇％は単位費用で措置される。今の二つは、結局は自治体の負担がないという形になるように聞いております。三つ目が補助災害復旧事業債、これは九五％を基準財政需要額に算入する。四つ目が一般単独災害復旧事業債、これは自治体の財政力に応じて四七・五から八五・五％を基準財政需要額に算入していく。こんな四つのパターンがあると聞いております」。それぞれの発行の見積もりと内訳はどのようになるのか。

逢坂大臣政務官の答弁：6700億円の内訳は、災害対策債が約1000億円、補正予算債が約700億円であり、補助災害復旧事業債と一般単独災害復旧事業債については「現時点で一般と補助の区分がまだ必ずしも明確になって」いないので、双方を合わせて4400億円程度と見込んでいる。災害復旧事業債は、補正予算成立後に各地方公共団体との情報交換によって内容が決まっていくものと承知している。なお、以上を全て足し合わせても600億円が残るが、これは公営住宅建設事業や災害援護貸付金などの分ということになるであろう。

西委員からの質問：政府から提案されている特別財政援助法案においては歳入欠陥債の特例が定められている。「八条関係の歳入欠陥債では、七五％を基準財政需要額に算入して、残りは財政力等に応じて最大二〇％の特別交付税措置をする。それから、九条関係の歳入欠陥債では一〇〇％を基準財政需要額に算入するというので、ここに入りますと地方の負担はないということになる」が、「補助災害復旧事業債や八条関係の歳入欠陥債にしても、いずれも自治体に一部負担が残る、この負担が大変大きくなってくるのではないかという」心配がある。「自治体負担の残る部分、起債の残る部分の金額がかなり大きい」ので、支援をさらに拡充すべきではないか。

片山総務大臣の答弁：阪神・淡路大震災の際の特別措置のルールに従うと、高率の国費を投入し、被災した地方公共団体が様々な事業を行ったとき、「一つ一つは手厚い国庫補助制度になっていても、トータルすると相当な額になって、それが財政規模に比べて相対的にかなり重い負担になる」。そこで「例えば激甚災害の体系をかなり変えまして、対象事業をふやすとか国費の措置率を高めるといようなこと」を行った。「既にここに至るまでに、財政援助法の中でそういう財政力の低い自治体に対する配慮はかなりやっているつもりであるが、「全体として、個別の自治体の財政運営が将来滞るといようなこと」になってはならないので、その都度の財政措置、「例えば特別交付税などでちゃんと財政運営に支障がないように配慮するということをやりたいと考えている」。

● 第三の争点は、補正予算案などに対応する財政措置等について、総務省が「平成二十

三年度補正予算に伴う対応等」として、「予定」と断りながらも地方公共団体に通知をしていた点である。

西委員からの質問：(国会にも) 補正予算案に関して政府からの説明があったが、資料には財政措置に関する記述がなかった。補正予算案に対応する財政措置は、本来、同時に国会で議論されるべきテーマではないか。従来は「元利償還金額など具体的な数字が明らかになる通常国会で、当初予算関連の地方交付税法案として国会審議に供され」たが「その時点では既に既成事実化して」いる。このような審議のあり方でよいのか。

片山国務大臣の答弁：「ここでこうやって起債の充当率と発行された起債の元利償還金に対する後年度の財政措置について一応論じて、その上でいろいろな予算でありますとか法律を承認していただくわけですから、事実上議論はしているわけです。しかし、法的担保ということになりますと、それは当面、形式的にはないわけでありまして、

そうなりますと、一つは、自治体が巨額の債務を負うわけでありましてけれども、それに対して、一定期間は法的な担保がないままということで、これは自治体からとってみると、本来、予見可能性といいますか、将来の自分たちの財政運営に対する確信が持てないという面があります。やはりこれまでのようなやり方は改める必要があると私は思います。それからもう一つは、国の方の財政の民主的統制、民主統制という面から見ても、やはりいささか問題なしとしないわけでありまして、

こういう問題意識を持っているものですから、ぜひ、こんな大災害はもう願い下げでありますけれども、そうでなくてもいろいろな局面で将来の元利償還に対する財政措置を保障する起債の発行というのはこれからもあり得ますので、そのときには、現状よりはちゃんとした担保があるような仕方を検討したいと思っております。

実は、今回も従来よりはかなり前進させまして、従来は本当に一片の通知だけで物事を決めていたような面がありますが、今回はきちっと政務三役が少なくとも承認をするという内部手続は踏んだところでありまして、従来よりは担保力という面では少し向上したのではないかと思いますけれども、それでも不十分でありますので、これはぜひ検討したいと思っております。」

●第四の争点は、歳入欠陥債に関して、阪神・淡路大震災については災害の年度および翌年度と法律で明示していたが、東日本大震災については、平成 23 年度、そして平成 24 年度以降は政令で定めるとされている点である。但し、この点については十分な回答がなされたとは言い難く、質疑も深められていない。

谷公一委員（自由民主党）の質問：歳入欠陥債について、平成 23 年度、および平成 24 年度以降は政令で定めるとしているが、これは法律で明記すべき事項ではないか。政令で定める事項とした理由は何か。また、何年くらい歳入欠陥債を認めるつもりか。

片山総務大臣の答弁：「歳入欠陥等債」は歳入欠陥に対する起債の他、瓦礫の処理などに対応する起債もあり、現段階で瓦礫の処理にどの程度の時間がかかるかが判然としていない。そこで、平成 24 年度まではかかるであろうと予測をして、そこで大体完了すればそれでよし、「そのときは政令でそう書けばいいと思」う。また、「その段階でまだ事情が終わらないということ」ならば「やはりそれはある程度、翌年度ということももう念頭に置かなければいけない」。

●この他、柿澤未途委員（みんなの党）より、特別交付税が 5% に引き下げられるとこ

ろを6%に据え置くという「地方交付税法等の一部を改正する法律案」との関連で、1%分である1737億円が「震災対応ということで据え置かれた」ということで「その全部ないしほとんどが震災関連によって使われることになる」と理解してよいか、という趣旨の質疑がなされた。それに対し、片山総務大臣は「1%据え置かれた部分が被災地の方にある程度回るということ」について蓋然性はあるものの、全部が「別枠的に被災地に交付されるというものではない、という趣旨の答弁を行っている。また、片山総務大臣は、今回の据え置きによって普通地方交付税の増額への期待がなくなり、「特別交付税として、より充実したものが全国的に交付される」という期待感に変わる、とも述べている。

▲採決の結果、全員起立により、可決。

(3) 衆議院本会議〔平成23年4月30日(土)〕

小宮山泰子議員から「議事日程追加の緊急動議」が提出され、地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案と一括して審議されることとなった。これを受けて総務委員長の報告がなされ、可決された。

(4) 参議院総務委員会の審査

第11号〔平成23年5月2日〕

まず、片山総務大臣による趣旨説明がなされた(衆議院総務委員会における説明と同旨)。中西祐介委員(自由民主党)の質問：特別交付税の1200億円の加算の根拠は何か²⁴。片山総務大臣の答弁：いわば応急措置として1200億円の加算を要求し、被災に伴う様々な経費について可能な限り国費を投入することを基本方針としている。災害弔慰金の地方負担額、行政機能の維持等の当面の応急対策経費など、現時点で見込まれるものを算定した結果が1200億円である。

石川博崇委員(公明党)からの質問：特別交付税の増額分として計上されている1200億円のうちの430億円が、各地方公共団体から被災地の地方公共団体に対して「応援職員を派遣された者に対する手当」として応援団体経費として計上されている。この額は少ないのではないか。

片山総務大臣の答弁：この額は「応援団体の応援経費」として「取りあえず見込めるものを見込んだもの」である。今後も必要な措置をとることを考えている。原資は、当初予算で見込んだ特別交付税の額プラス千二百億円であり、「この予算が認められましたら千二百億円、それから既に四月の八日に七百六十億円ほど配分しておりますので、それを控除した額で一兆八百億円ほどのものが現在留保されておりますので、その中から配っていく」。

寺田典城委員(みんなの党)の質問：特別交付税に関する理解を得るためのディスクロージャー、透明性の確保のために、総務省は具体的にどのようなことをするのか。

片山総務大臣の答弁：特別交付税は、1兆円が全て自由裁量であるというようなものではない。ルール化を進めている。「何でもかんでもルール化もできないし、さりとて無手勝流というわけに」いかないのだから「その辺のバランスをどうやって考えるかというのが非常に特別交付税としては難しい課題で」ある。「少なくとも算定結果はできる限り透明化できるようにする、そして検証になじむようにするという、これも必要

²⁴ 片山虎之助委員(たちあがれ日本)も同旨の質問をしている。

だろうと思って」いる。

吉田忠智委員（社会民主党・護憲連合）の質問：加算額の 1200 億円の「メニューは、被災自治体あるいは応援自治体が実際に支出済み及びほぼ確定済みの経費であり、かつその一部ではないか」。一般行政経費や経常経費には補助金や地方債許可が付かないから、地方交付税の再算定あるいは特別交付税でカバーする必要があるが、「これら特別交付税の対象とすべき一般行政経費の増加分が今年度であとどのぐらい必要だと考えておられるのか、現時点で難しいと言われるなら、例えば加えるメニューとしてどういうことが考えられるのか」。

逢坂大臣政務官の答弁：「今回の被災団体は財政力が弱いというようなこと、それから、被害の規模が甚大だということ」で「基本的にはなるべく多くのものを国費によって賄っていきたいというふうに考えて」おり、「国費によって賄ってもなお自治体負担が出るというような特別なものについて、特にこの特別交付税などで対応を」したいということある。今後、特別交付税がどの程度必要になるかを述べるのは難しいが、実情を踏まえてなるべく負担が少なくなるようにしていきたい。

▲採決の結果、全会一致で可決。

（５）参議院本会議（平成 23 年 5 月 2 日）

総務委員長報告の通り可決。